

計画（パブリックコメント案）に対して寄せられた主な意見等について

【医師確保計画】

関係箇所	主なご意見等（要約）	ご意見に対する対応等について
第3章－2 目標医師数(P14～)	国の指標は目安として捉え、県の必要医師数確保に努めていただきたい。	本計画では、国が示した目標医師数を記載しつつも、地域医療を堅持するという観点から、県としての目標医師数を併記して、目標達成に向けた医師確保対策に取り組んでいくこととしています(P14)。
第3章－2 目標医師数(P14～)	医師の働き方改革を踏まえた病院勤務医の必要医師数を検討すべきではないか。	本県では、地域の病院で医師が不足している状況にあり、医師の働き方改革を進めるためには、更なる医師数を確保する必要があると認識しています(P7)。そのため、本計画では、医師の労働時間短縮に向け、医療従事者へのタスクシフトやICT技術を活用した効率化等に取り組むこととしています(P18)。
第3章－3 施策の方向(P17～)	公立・公的病院と中核病院(民間)との連携推進や、ICT活用による遠隔診療体制の構築に取り組んでいただきたい。	本計画の、施策の方向において、病院間の連携や遠隔診療支援、ICT技術を活用した効率化等に取り組んでいくこととしています(P18)。
第3章－3－(1) 医師の派遣調整(P17)	地域枠医師の派遣については、公立病院のみとなっているが、民間病院も重要な役割を担っていることから、民間病院にも派遣していただきたい。	地域医療を堅持するために重要となる不採算医療を公立・公的医療機関が担っていることから、優先的に医師を派遣しています。地域医療構想を進めていく中で、民間病院においても不採算医療など、地域で求められる役割を担うことになれば、派遣対象への追加を検討していきます。
第3章－3－(1) 医師の派遣調整(P17)	大学病院からの中堅医師の派遣を促進させる方策を考慮していただきたい。	本計画の、施策の方向において、県立医科大学と連携し、指導医クラスの医師を地域枠医師等が配置された病院に派遣する体制を構築していくこととしています(P17)
第3章－3－(3) 特定診療科医師の確保(P18)	医師が不足している特定診療科の確保に特に重点を置いていただきたい。	本計画の、施策の方向において、「特定診療科医師の確保」を項目として設け、研究資金貸与制度等を活用して、不足診療科の医師確保に取り組んでいくこととしています(P18)。

関係箇所	主なご意見等(要約)	ご意見に対する対応等について
第3章-3-(3) 特定診療科医師の確保(P18) 第4章-6-(2) 周産期医療・小児医療の提供体制の確保(P28)	外科、救急、産科、小児科等不足している診療科希望者を募集してはどうか。	本計画の、施策の方向において、「特定診療科医師の確保」を項目として設け、研究資金貸与制度等を活用して、不足診療科の医師確保に取り組んでいくこととしています(P18)。 また、本県では、県立医科大学地域医療枠については、産科、精神科として、近畿大学和歌山県地域枠については、救急、産科、小児科、麻酔科として、地域で勤務することを制度として認めています(P28)。
第3章-3-(4) キャリア形成支援(P18)	医師少数地域で勤務する若手医師にとって魅力ある制度を検討していただきたい。(例:国内留学制度など)	医師少数区域に派遣される若手医師が充実したキャリア形成を図ることができるよう、地域医療支援センター等と連携して、キャリア支援体制の充実を図っていくこととしています(P18)。
第3章-3-(6) 医学部定員の確保(P19)	今後も「地域枠」は継続していただきたい。	本県としても、地域枠は継続すべきであると考えており、本計画においても、臨時定員として措置されている県立医科大学地域医療枠の増員を継続するよう国に要望することとしています(P19)。
第3章-3-(6) 医学部定員の確保(P19)	医師少数区域出身者枠を創設し将来地域の医療を担っていく医師を育成してはどうか。	県立医科大学の入学枠については、今後、地域医療対策協議会において協議を行い、適正な配分となるよう見直しを検討していきます(P19)。

【外来医療計画】

関係箇所	主なご意見等(要約)	ご意見に対する対応等について
〔全般的事項〕	外来医療機能の偏在是正と外来医療提供体制の充実を図っていただきたい。	本計画の目的とするところであり、計画に沿った取組を実施し、目標を達成できるように努めて参ります。
〔全般的事項〕	医療機器の効率的な活用を推進していただきたい。	本計画の目的とするところであり、計画に沿った取組を実施し、目標を達成できるように努めて参ります。
〔全般的事項〕	かかりつけ医を持ち、専門的な検査や治療が必要となった場合には、適切な専門医療機関を紹介してもらい受診するような医療機関のかかり方を県から周知すべき。	今後、県民の皆様には正しい医療のかかり方に関する理解や協力を得るために広報・啓発に努めて参ります。
第2章－1 外来医療に関する受療動向、 医療施設の状況(P3)	開業医の高齢化が進んでおり、地域医療を維持するために医業継承者の確保が必要と考える。	本県では、地域医療を堅持するため、引き続き、地域の医療機関で従事する医師の確保に取り組んで参ります。
第2章－1 〔外来医療に関する受療動向、 医療施設の状況(P3)〕	開業医の高齢化が進んでいるため診療所の継続性に繋がる対策を要望する	前項に同じ。
第2章－1 外来医師多数区域について (P5)	外来医師多数区域に該当している二次医療圏が多数あるが、本当に医師が多いとは思えない。	本県では、新宮以外の6つの二次医療圏が国の示す外来医師偏在指標が全国の二次医療圏の上位1/3に位置する外来医師多数区域とされています。しかし、指標の算定式は、一定の仮定に基づくものであり、入手できるデータの限界などにより、必ずしも全ての医師偏在の要素を盛り込んでいるものではないため、本県では、この指標を絶対的な基準として取り扱うことはせず、地域の実情に応じた運用を行います。

関係箇所	主なご意見等(要約)	ご意見に対する対応等について
第2章-3 新規開業者へ求める事項 (P8)	新規開業者だけでなく、承継の場合も対象としてはどうか。	新規開業者だけでなく、医療法上の開設届の提出が必要な場合は、今回の計画に基づく取組の対象とすることとしています。
第2章-3 新規開業者に求める事項 (P8)	診療科によっては、外来を維持することが困難となる場合もあるため、診療所医師による外来の応援も必要と考えられる。	本計画において、県内で新規開業する方に対して、「病院と診療所が連携して行う医療提供体制」への協力を求めていくこととしており、必要に応じて、ご意見のような応援体制についても検討して参ります。

計画(パブリックコメント案)に対して寄せられた主な意見等について

【医師確保計画】

会議資料には含まない

関係箇所	主なご意見等(要約)	ご意見に対する対応等について(案)	意見者	意見反映
第3章-2 目標医師数(P14~)	国の指標は目安として捉え、県の必要医師数確保に努めていただきたい。	本計画では、国が示した目標医師数を記載しつつも、地域医療を堅持するという観点から、県としての目標医師数を併記して、目標達成に向けた医師確保対策に取り組んでいくこととしています(P14)。	県保険者協議会	なし
第3章-2 目標医師数(P14~)	医師の働き方改革を踏まえた病院勤務医の必要医師数を検討すべきではないか。	本県では、地域の病院で医師が不足している状況にあり、医師の働き方改革を進めるためには、更なる医師数を確保する必要があると認識しています(P7)。 そのため、本計画では、医師の労働時間短縮に向け、医療従事者へのタスクシフトやICT技術を活用した効率化等に取り組むこととしています(P18)。	県医師会 (平石副会長)	なし
第3章-3 施策の方向(P17~)	公立・公的病院と中核病院(民間)との連携推進や、ICT活用による遠隔診療体制の構築に取り組んでいただきたい。	本計画の、施策の方向において、病院間の連携や遠隔診療支援、ICT技術を活用した効率化等に取り組んでいくこととしています(P18)。	県保険者協議会	なし
第3章-3-(1) 医師の派遣調整(P17)	地域枠医師の派遣については、公立病院のみとなっているが、民間病院も重要な役割を担っていることから、民間病院にも派遣していただきたい。	地域医療を堅持するために重要となる不採算医療を公立・公的医療機関が担っていることから、優先的に医師を派遣しています。地域医療構想を進めていく中で、民間病院においても不採算医療など、地域で求められる役割を担うことになれば、派遣対象への追加を検討していきます。	北出病院	なし
第3章-3-(1) 医師の派遣調整(P17)	大学病院からの中堅医師の派遣を促進させる方策を考慮していただきたい。	本計画の、施策の方向において、県立医科大学と連携し、指導医クラスの医師を地域枠医師等が配置された病院に派遣する体制を構築していくこととしています(P17)	新宮市立医療センター 中井院長	なし
第3章-3-(3) 特定診療科医師の確保(P18)	医師が不足している特定診療科の確保に特に重点を置いていただきたい。	本計画の、施策の方向において、「特定診療科医師の確保」を項目として設け、研究資金貸与制度等を活用して、不足診療科の医師確保に取り組んでいくこととしています(P18)。	県保険者協議会	なし

関係箇所	主なご意見等(要約)	ご意見に対する対応等について	意見者	意見反映
第3章-3-(3) 特定診療科医師の確保(P18) 第4章-6-(2) 周産期医療・小児医療の提供体制の確保(P28)	外科、救急、産科、小児科等不足している診療科希望者を募集してはどうか。	本計画の、施策の方向において、「特定診療科医師の確保」を項目として設け、研究資金貸与制度等を活用して、不足診療科の医師確保に取り組んでいくこととしています(P18)。 また、本県では、県立医科大学地域医療枠については、産科、精神科として、近畿大学和歌山県地域枠については、救急、産科、小児科、麻酔科として、地域で勤務することを制度として認めています(P28)。	北出病院	なし
第3章-3-(4) キャリア形成支援(P18)	医師少数地域で勤務する若手医師にとって魅力ある制度を検討していただきたい。(例:国内留学制度など)	医師少数地域に派遣される若手医師が充実したキャリア形成を図ることができるよう、地域医療支援センター等と連携して、キャリア支援体制の充実を図っていくこととしています(P18)。	県医師会 (上林副会長)	なし
第3章-3-(6) 医学部定員の確保(P19)	今後も「地域枠」は継続していただきたい。	本県としても、地域枠は継続すべきであると考えており、本計画においても、臨時定員として措置されている県立医科大学地域医療枠の増員を継続するよう国に要望することとしています(P19)。	北出病院	なし
第3章-3-(6) 医学部定員の確保(P19)	医師少数区域出身者枠を創設し将来地域の医療を担っていく医師を育成してはどうか。	県立医科大学の入学枠については、今後、地域医療対策協議会において協議を行い、適正な配分となるよう見直しを検討していきます(P19)。	県医師会 (平石副会長)	なし

【外来医療計画】

会議資料には含めない

関係箇所	主なご意見等(要約)	ご意見に対する対応等について	意見者	意見反映
〔全般的事項〕	外来医療機能の偏在是正と外来医療提供体制の充実を図っていただきたい。	本計画の目的とするところであり、計画に沿った取組を実施し、目標を達成できるように努めて参ります。	県保険者協議会	なし
〔全般的事項〕	医療機器の効率的な活用を推進していただきたい。	本計画の目的とするところであり、計画に沿った取組を実施し、目標を達成できるように努めて参ります。	県保険者協議会	なし
〔全般的事項〕	かかりつけ医を持ち、専門的な検査や治療が必要となった場合には、適切な専門医療機関を紹介してもらい受診するような医療機関のかかり方を県から周知すべき。	今後、県民の皆様には正しい医療のかかり方に関する理解や協力を得るために広報・啓発に努めて参ります。	新宮市立医療センター (中井院長)	なし
第2章-1 外来医療に関する受療動向、医療施設の状況(P3)	開業医の高齢化が進んでおり、地域医療を維持するために医業継承者の確保が必要と考える。	本県では、地域医療を堅持するため、引き続き、地域の医療機関で従事する医師の確保に取り組んで参ります。	県医師会 (平石副会長)	なし
第2章-1 〔外来医療に関する受療動向、医療施設の状況(P3)〕	開業医の高齢化が進んでいるため診療所の継続性に繋がる対策を要望する	前項に同じ。	県保険者協議会	なし
第2章-1 外来医師多数区域について(P5)	外来医師多数区域に該当している二次医療圏が多数あるが、本当に医師が多いとは思えない。	本県では、新宮以外の6つの二次医療圏が国の示す外来医師偏在指標が全国の二次医療圏の上位1/3に位置する外来医師多数区域とされています。しかし、指標の算定式は、一定の仮定に基づくものであり、入手できるデータの限界などにより、必ずしも全ての医師偏在の要素を盛り込んでいるものではないため、本県では、この指標を絶対的な基準として取り扱うことはせず、地域の実情に応じた運用を行います。	北出病院	なし
第2章-3 新規開業者へ求める事項(P8)	新規開業者だけでなく、承継の場合も対象としてはどうか。	新規開業者だけでなく、医療法上の開設届の提出が必要な場合は、今回の計画に基づく取組の対象とすることとしています。	県保険者協議会	なし
第2章-3 新規開業者に求める事項(P8)	診療科によっては、外来を維持することが困難となる場合もあるため、診療所医師による外来の応援も必要と考えられる。	本計画において、県内で新規開業する方に対して、「病院と診療所が連携して行う医療提供体制」への協力を求めていくこととしており、必要に応じて、ご意見のような応援体制についても検討して参ります。	新宮市立医療センター (中井院長)	なし

参考資料1

「パブリックコメント案に対して寄せられた主な意見等について

【医師確保計画】

関係箇所	主なご意見等(要約)	ご意見に対する対応等について
北出病院	<ul style="list-style-type: none"> ・地域枠は継続していただきたい ・地域枠を民間病院にも派遣していただきたい (北出は御坊医療圏で唯一の透析入院治療を行っている。また、地域リハビリ支援センター認定を受けている) 	<p>本県としても、地域枠は継続すべきであると考えており、本計画においても、臨時定員として措置されている県立医科大学地域医療枠の増員を継続するよう国に要望することとしています(P19)。</p> <p>地域医療を堅持するために重要となる不採算医療を公的医療機関が担っていることから、優先的に医師を派遣しています。地域医療構想を進めていく中で、民間病院においても不採算医療など、地域で求められる役割を担うことになれば、派遣対象に追加していきます。</p>
県医師会 (上林副会長)	<ul style="list-style-type: none"> ・医師少数地域で勤務する若手医師にとって魅力ある制度を検討していただきたい (例:国内留学制度など) 	<p>医師少数区域に派遣される若手医師が充実したキャリア形成を図ることができるよう、地域医療支援センター等と連携して、キャリア支援体制の充実を図っていきます(P18)。</p>
県医師会 (平石副会長)	<ul style="list-style-type: none"> ・医師少数区域出身者枠を創設し将来地域の医療を担っていく医師を育成してはどうか ・働き方改革を踏まえた病院勤務医の必要医師数を検討すべき 	<p>県立医科大学の入学枠については、今後、地域医療対策協議会において協議を行い、見直すこととしており、その中で、地元枠等の設置についても検討していきます(P19)。</p> <p>医師の派遣調整においては、客観的データに基づいて圏域ごとに算定した適正な医師数を踏まえることとしています(P18)。医師の働き方改革についても、その影響等を十分に踏まえ、医師の効果的な配置に取り組んでいきます。</p>

県保険者協議会	<ul style="list-style-type: none">・国の指標は目安として捉え、県の必要医師数確保に努めて頂きたい・公立・公的病院と中核病院(民間)との連携推進や、ICT活用による遠隔診療体制の構築に取り組んでいただきたい・医師が不足している特定診療科の確保に特に重点を置いていただきたい	<p>本計画では、ガイドラインに沿った目標医師数を記載しつつも、地域医療を堅持するという観点から、県としての目標医師数を併記して、目標達成に向けた医師確保対策に取り組んでいくこととしています(P14)。</p> <p>本計画の、「施策の方向」において、病院間の連携や遠隔診療支援、ICT技術を活用した効率化等に取り組んでいくこととしています(P18)。</p> <p>本計画の、「施策の方向」において、「特定診療科医師の確保」を項目として設け、研究資金貸与制度等を活用して、不足診療科の医師確保に取り組んでいくこととしています。</p>
---------	--	--

【外来医療計画】

意見者	主なご意見等(要約)	ご意見に対する対応等について
北出病院	外来医師多数区域に該当している二次医療圏が多数あるが、本当に医師が多いとは思えない。	本県では、新宮以外の6つの二次医療圏が国の示す外来医師偏在指標が全国の二次医療圏の上位1/3に位置する外来医師多数区域とされています。しかし、指標の算定式は、一定の仮定に基づくものであり、入手できるデータの限界などにより、必ずしも全ての医師偏在の要素を盛り込んでいるものではないため、本県では、この指標を絶対的な基準として取り扱うことの無いよう、地域の実情に応じた運用を行います。
県医師会 (平石副会長)	開業医の高齢化が進んでおり、地域医療を維持するために医業継承者の確保が必要と考える	本計画は、地域の外来医療機能の維持及び充実に目的の一つとし、その一環として、地域の関係者で検討した不足する外来医療機能について新規開業者へ情報提供し、協力を求めていくこととしております。医師の確保については、医学部定員増加により、今後、地域の医療機関で従事する医師が増加していく見込みです。さらに、同時に策定する県医師確保計画において、より実効性のある医師確保対策に取り組んで参ります。
県保険者協議会	<ul style="list-style-type: none"> ①開業医の高齢化が進んでいるた診療所の継続性に繋がる対策を要望する ②新規開業者だけでなく、承継の場合も対象としてはどうか ③外来医療機能の偏在是正と外来医療提供体制の充実を図っていただきたい ④医療機器の効率的な活用を推進していただきたい 	<ul style="list-style-type: none"> ①前項に同じ。 ②医療法上の開設届の提出が必要な場合にも、今回の計画に基づく取組の対象とすることを考えています。但し、従前より地域で不足する機能を担っており、その機能を担うことに変更がないことが、医療機関からの報告で確認できた場合は、 <p>[③④併せて回答]</p> <p>本計画の目的とするところであり、計画に沿った取組を実施し、関係者の皆様のご意見を伺いながら、必要に応じ計画を見直ししながら、目標を達成できるように努めて参ります。</p>

「医師確保計画(パブリックコメント案)」に対して寄せられた主な意見等について

(1) ご意見等を踏まえて医師確保計画に反映したもの

関係箇所	主なご意見等(要約)	ご意見に対する対応等について
全体的事項	注釈を増やすなど、記載内容を分かりやすくする配慮をお願いしたい。	適宜、用語説明等を追加しています。 〔主なもの〕 ・(P31)「介護医療院」に関する用語説明を追加 ・(P119)「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」に関する概要説明を追加
P104～ 〔精神疾患対策〕	精神科救急入院の受入れが難しいのは、精神保健指定医が足りないのが大きな原因ではないか。よって、数値目標の病院勤務の精神科医師数において、指定医の目標数も掲げるべき。	ご意見を踏まえて、精神保健指定医に係る数値目標を追加しました。(P110)
P257 〔その他医療関係従事者の確保〕	超高齢化が進行している現状と未来を考えると、介護関係人材に関しても、本県の医療を担っていく重要な存在だと考える。県保健医療計画においても、介護関係人材に関して盛り込んでいただきたい。	地域包括ケアシステム構築に向けては介護・福祉関係従事者も重要な担い手となることから、同時改定となるわかやま長寿プランとの整合性を図りながら取組を進めていくものであり、計画本文P257に追記しています。

関係箇所	主なご意見等(要約)	ご意見に対する対応等について
P259 [後発医薬品]	後発医薬品(ジェネリック医薬品)に係る使用状況(現状)を記載していただきたい。 「保健医療に関する県民の意識調査結果(P22)」では、「今後、処方してもらいたいは、全体の約80%」であることから、後発医薬品を積極的に使用促進に繋げていく旨、記載してほしい。	ご意見を踏まえて、都道府県別後発医薬品割合に関する表を追加しました。 また、計画本文に関してもご意見を踏まえて修正しています。
P339～ [計画の推進体制]	計画の推進にあたって医療保険者が担う役割を明記してほしい。	計画推進にあたり、医療保険者に担っていただきたい役割について追記しました。(P340)

(2) 今回の第七次計画には反映しなかったが、今後の参考とするもの

関係箇所	主なご意見等(要約)	ご意見に対する対応等について
<p>P23～ 〔二次保健医療圏の設定〕</p>	<p>現行の7保健医療圏を今回、引き続き維持することには異論はないが、今後、人口規模、患者受療動向、疾病構造変化、基幹病院までのアクセス時間の变化など将来における要素を勘案した上で必要性が認められる場合は二次保健医療圏の見直しについて検討を行い、第八次保健医療計画に反映することが必要だと考える。</p> <p>現状においても例えば、海南市・紀美野町は和歌山市と同一の医療圏になっているが、地域包括ケアシステムの推進にそぐわないのではないかと懸念している。</p>	<p>二次保健医療圏のあり方に関しては、現状区域の維持を求める各地域医療関係者の意見を十分尊重するとともに、地域医療構想の区域や老人福祉圏域との整合性も考慮した上で、現状の区域(7圏域)を引き続き維持するものとして整理したところです。</p> <p>今回の検討過程においても関係者より様々なご意見があったところですが、第八次計画策定時にあたっては二次保健医療計画のあり方に関して再検討を行う必要があると考えているものです。</p>
<p>P26～ 〔地域医療構想〕</p>	<p>地域医療構想も県保健医療計画の一部であり、病床機能の見直しや再編に関しても進めていくこととなるが、今春の診療報酬改定による影響が、県内各医療機関に対してどのような影響を与えるのかを懸念している。</p>	<p>今回の診療報酬改定内容に関しては、医療機能に 応じて重症患者を受け入れる病院や入院患者のリハビリ等を行い在宅復帰に向けて取り組む病院が評価される内容となっており、本県が目指す患者の状態に応じた質の高い医療提供体制の構築と一致した方向性となっているところです。</p> <p>この方向性に沿った各医療機関の自主的な取組を支援しながら、引き続き丁寧な取組を進めていく予定です。</p>

関係箇所	主なご意見等(要約)	ご意見に対する対応等について
P33～ [5疾病対策]	<p>5疾病対策にあたっては、健診の受診・保健指導(生活習慣の改善)等、医療保険者の取り組みが必要不可欠である。</p> <p>県においては、医療保険者の取り組みを推進するとともに、医療機関等の関係機関と医療保険者が協働して事業が展開できるよう、関係機関との連携を図ることを要望する。</p>	<p>ご意見のとおり、5疾病対策の推進にあたっては医療保険者をはじめとした関係機関のご協力が不可欠であると考えています。県民の皆様や関係機関と一丸となって計画実現に向けて更に保健医療の充実に努めていきたいと考えているところであり、関係各位のご協力をよろしくお願いいたします。</p>
P33～ [がん対策]	<p>がんの早期発見のためには精密検査の受診率向上が必要であり、少なくともそのような診断が可能な医療機関が身近に必要である。がん診療連携拠点病院において、病理診断のできる専門医等の確保が厳しい状況である。県として医師確保の支援を行うべきではないのか。</p> <p>また、がん検診の精度管理も重要である。県外からも健診業者が参入しているが、精度管理のチェックも必要であると考えます。</p>	<p>病理専門医をはじめ、県内で不足している診療科医師を確保するため、県では医学部の定員増等の抜本的な対策を講じているところです。引き続き、医師の地域偏在・診療科偏在の解消に向け対策を検討してまいります。</p> <p>また、市町村が実施するがん検診については、県外業者についても国のチェックリストに基づき精度管理を実施しているところです。</p>

関係箇所	主なご意見等(要約)	ご意見に対する対応等について
P104～ [精神疾患 対策]	<p>紀南地方における精神科医療の大きな課題は救急対応である。田辺市にある紀南こころの医療センターが救急対応できないため、患者は県立こころの医療センターまで行かなければならない。</p> <p>また、東牟婁圏域で対応できる医師体制を確立してほしい。認知症疾患医療センターも設置してほしい。</p>	<p>紀南地方の精神科救急の停止は、県としても大きな課題であると考えています。まずは県内の精神科医師の偏在を少なくできるよう、医師確保に努めていきます。</p>
	<p>合併症を受け入れる医療機関は、精神科病院がある地域には必ず必要だと考える。</p> <p>今回計画では紀南地方に1か所を設けたいという数値目標となっており、期待している。</p>	<p>ご意見に関しては、県施策への提言として、参考とさせていただきます。</p>
P129～ [周産期医療]	<p>身近なところでお産ができることが住民の願いである。少なくとも、二次医療圏域で安心してお産できるよう、産科医師の確保を要望する。</p>	<p>ご要望の産科医確保も含めて、県内各地域で安心して出産できる現行体制を引き続き堅持していきます。</p>

関係箇所	主なご意見等(要約)	ご意見に対する対応等について
<p>P140～ 〔救急医療〕</p>	<p>和歌山市における救急搬送は、県立医大附属病院・日赤医療センターという高度救命救急センターに集中している現状がある。計画案では、「救急医療体制を引き続き維持するにあたっては、救急告示病院等、関係者の協力が不可欠です。」とされている一方で、地域医療構想では、和歌山市内の急性期病床数は777床減(32%減)となされている。救急告示病院が減り、救命救急センターへの救急搬送集中は一層ひどくなることを懸念。</p> <p>また、各圏域で救急医療の中核を担っているのが公的・公立病院であるが、地域医療構想ではこれらの病院が率先して病床数を減らさなければならないようにされ、最終的には県知事による命令権まで持ち出されているところである。救急医療を崩壊させかねない計画ではないのか。</p>	<p>地域医療構想を推進するにあたっては、県内各地域において過剰とされる急性期機能から不足する回復期機能への病床機能転換も図りながら、今後の人口減少なども踏まえた上で、将来の医療需要に適切に対応していく必要があります。</p> <p>具体的には、十分に急性期機能を果たしていない病床の機能転換を促すものであり、地域の救急医療体制に関しては引き続き堅持していきます。</p> <p>今後さらに、ICTを活用した遠隔救急支援システムの推進により、地域の二次救急を担う公立病院と三次の救命救急センターとの連携を強化するなど、救急医療の充実を図っていく予定です。</p>
<p>P169～ 〔へき地医療〕</p>	<p>従来から、自治医大の卒業生を派遣するなど県行政として力を入れて頂いていたが、加えて、県立医大地域医療枠や近畿大学和歌山県民枠の増設によってさらなる医師確保に期待。</p> <p>無医地区が増えているということだが、へき地診療所の役割が一層求められ、へき地医療を支えるへき地医療拠点病院を各圏域ごとに指定するという目標を本計画で掲げており、医師確保の見通しからも可能ではないかと思うので、期待している。</p>	<p>ご意見に関しては、県施策への提言として、参考とさせていただきます。</p>

関係箇所	主なご意見等(要約)	ご意見に対する対応等について
P179～ [在宅医療]	<p>「人生最終段階の医療」に関しては、現状、家族でよく話し合ったことのある方というのはまだ少ないと思う。</p> <p>今後、しっかりと取り組んでいく必要があると考える。</p>	<p>県民意識調査(平成29年7～8月実施)結果を踏まえた上で、本計画における数値目標(『人生最終段階における医療について家族と話し合ったことがある者の割合を70%に』(「話し合ったことがない」との回答率を半減する目標))を設定しているところです。</p> <p>今後とも、「人生の最終段階における医療の意思決定に係る和歌山県の方針」(平成29年12月)の周知や、講演会や啓発マンガ等により広く啓発していきます。</p>
P232～ [医師確保]	<p>小児医療や在宅医療などの地域医療を担っていく開業医が今後、不足することを懸念している。6年間の計画だが、現状においても医師の高齢化が進んでいる。</p> <p>地域の開業医が不足するとなれば、在宅医療等の充実が難しくなるのではないかと。</p> <p>計画案でも「過重労働」が指摘されているが、救急医療の現場では労基署の指導もあり、長時間労働の解消や、当直制の見直し(交替勤務への切り替え)などが言われている現状。そうした観点も反映させつつ、医師数の確保計画は抜本的に見直すべきではないか。</p>	<p>地域医療を担っていく医師等については本計画に則りながら確保・養成していくこととなりますが、計画の推進を図るとともにその進捗状況に関して随時の点検・管理を行います。</p> <p>また、国において地域の外来医療機能の偏在・不足等への対応に関する医療法改正が検討されており、この動向を踏まえて計画期間の中間にあたる2020年度末において中間見直しを行うなど、必要に応じて計画を見直します。</p> <p>医師の過重労働に関しては、本県としても深刻な問題であると考えているところです。「医師の働き方改革」に係る検討状況なども踏まえながら、今後、必要に応じて計画の見直しを行うこととしています。</p>

関係箇所	主なご意見等(要約)	ご意見に対する対応等について
P243～ 〔薬剤師確保〕	新しく開校される薬学部について、県内の医療機関に勤務してもらえるように、地元枠をつくるなど検討してはどうか。	ご意見については、ご要望として今後の参考とさせていただきます。
P247～ 〔看護職確保〕	次期の看護職員需給見通しについては、11時間以上の勤務間隔を空けることや、正循環シフト導入はじめ、有給休暇の取得、サービス残業の解消など勤務環境改善に資するものにして頂きたい。	看護職については、2018(平成30)年度に国が示す受給推計の方針に沿って県の需給推計を行うこととしていますが、ご意見についてもその参考とさせていただきます。
P254～ 〔理学療法士・作業療法士・言語聴覚士確保〕	<p>地域医療構想における「回復期機能」のあり方等で、「回復期機能を担うためのリハビリ人材を確保していくための各種施策を併せて検討していきます」(31ページ)とある。施策の方向について、具体的な内容や数値目標等を記載すべきではないか。</p> <p>今後、リハビリテーションの需要が高まるので、入院医療、在宅医療や介護現場など、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士の活動の場が増えると思われる。県内に就職してもらえよう、理学療法士・作業療法士を目指す学生への修学資金制度を復活してほしい。また、作業療法士の養成施設を県内に誘致してほしい。</p>	<p>今後需要の増加が見込まれるリハビリテーション人材の確保を行う必要があることから、県内外の養成施設や各職能団体、医療・介護・福祉の関係機関等と連携しながら、具体的な確保施策等を検討しているところです。</p>

関係箇所	主なご意見等(要約)	ご意見に対する対応等について
<p>P287～ 〔地域包括ケアシステムにおける医療と介護の連携〕</p>	<p>「第6章 保健・医療・介護(福祉)の総合的な取り組み」とのタイトルに対し、「保健・予防」に関する記述がほとんどない。地域包括ケアシステムの概念としては、当然「保健」や「疾病予防」、「重症化防止」等も関係してくると思われることから、生きがいづくり対策等も含め、対策を記載するべきではないか。</p>	<p>保健や疾病予防に関しては、第5章第2節(健康づくり等)においても対策を記載しているところですが、本計画策定と同時に中間見直しを行う「和歌山県健康増進計画」においても詳細を記載しているところで、参照願います。 なお、ご意見を踏まえて、第6章において「重症化防止」を追記しています。</p>
<p>P291～ 〔圏域編〕</p>	<p>圏域での取組方向に「健康づくり」が記載されている圏域とされていない圏域があるが、すべての圏域に記載願いたい。 各圏域の取り組みが比較できるよう、記載内容の統一をお願いしたい。</p>	<p>圏域編(第7章)に関しては、二次医療圏単位で開催した圏域別検討会における議論を踏まえて、各地域における主要な課題の抽出を行うとともに今後の取組方向に関して記載しているものです。 主要疾病に対する予防などに関連してそれぞれ、その取組方向等を記載しているところではあります。</p>